### 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

年 月 日

(宛先) 富山市長

氏名又は名称及び 住所並びに法人に あつてはその代表 者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場	<b>湯又は事業場の名称</b>		※整理番号	
工場	<b>湯又は事業場の所在地</b>		※受理年月日	年月日
	特定施設の種類		※施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 □ 無 □	※審査結果	
第	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
5条	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
第 1	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
項関	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
係	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
	有害物質使用特定施設の種類			
第	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
5 条 第	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
男 2 項	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
関係	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

#### 様式第1 (裏面)

	有害物質使用特定施設又は有害物質 貯蔵指定施設の別	□ 有害物質使用特定施設 □ 有害物質貯蔵指定施設	
第	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
5条第3	△有害物質使用特定施設又は有害物 質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
3 項関係	△有害物質使用特定施設又は有害物 質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、 若しくは処理される有害物質に係る用 水及び排水の系統又は施設において貯 蔵される有害物質に係る搬入及び搬出 の系統	別紙15のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号 及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入 すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出 書に限つて欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4 とすること。

### 特定施設の構造

工場又は事業場に おける施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型    式		
構造		
主 要 寸 法		
能力		
配置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載する こと。
  - 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

### 特定施設の設備

工場又は事業場に おける施設番号		
特定施設号番号及び名称		
設備		
構造		
主 要 寸 法		
配置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

## 特定施設の使用の方法

	上場又は事業場に おける施設番号								
	特定施設号番号 及び名称								
	設 置 場 所								
	操業の系統								
	使用時間間隔								
1	日当たりの使用時間								
使	戸用の季節的変動								
を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	原材料(消耗資材 を含む。)の種類、 使用方法及び1日 当たりの使用量								
	種類・項目	通	常	最	大	通	常	最	大
汚水等の汚染状態									
	汚水等の量	通	常	最	大	通	常	最	大
	(m <sup>3</sup> /日)								
	その他参考と なるべき事項								

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項に ついて記載すること。

#### 汚水等の処理の方法

	二場又は事業場に おける施設番号								
処	理施設の設置場所								
	設置年月日		年	月日	3		年	月 日	I
工	事着手予定年月日		年	月日	3		年	月日	
エ	事完成予定年月日		年	月日	3		年	月日	
使	用開始予定年月日		年	月日	3		年	月日	
	種類及び型式								
	構造								
	主要寸法								
	能力								
	処理の方法								
	処理の系統								
集	水及び導水の方法								
	使用時間間隔								
1	日当たりの使用時間								
	使用の季節変動								
	消耗資材の								
	1日当たりの 用途別使用量								
		通	常	最	大	通	常	最	大
	種類・項目	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の汚染状態及び量									
	量 (m³/日)								
	さの種類、1月間の種 別生成量及び処理方法								
扌	‡出水の排出方法								
	その他参考と なるべき事項								

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項 について記載すること。
  - 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

## 排出水の汚染状態及び量

	排水口名								
	種類・項目	通	常	最	大	通	常	最	大
排出水の汚染状態									
	排出水の量 (m³/日)	通	常	最	大	通	常	最	大
	(III / H /								
	その他参考と なるべき事項								

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項に ついて記載すること。

# 用水及び排水の系統

用水及び排水の系統							
	用	途	使	用	水	用水使用量	(m <sup>3</sup> /日)
用途別							
用水使用量							

## 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

工場又は事業場に おける施設番号					
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別					
型 式					
構造					
主 要 寸 法					
能 力					
配置					
床 面 及 び 周 囲					
設 置 年 月 日	年 月	日	年	月	日
工事着手予定年月日	年月	日	年	月	日
工事完成予定年月日	年月	日	年	月	日
使用開始予定年月日	年 月	日	年	月	日
その他参考となるべき事項					

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要 機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

工場又は事業場に おける施設番号		
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別		
設備		
構造		
主 要 寸 法		
配置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載する こと。

# 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場に おける施設番号	
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	
設 置 場 所	
操業の系統	
使 用 時 間 間 隔	
1日当たりの使用時間	
使用の季節的変動	
原材料(消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び1日 当たりの使用量(有害物質 使用特定施設の場合に限 る。)	
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の 場合に限る。)	
その他参考となるべき事項	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、 それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用 時間を記載すること。

# 用水及び排水の系統(搬入及び搬出の系統)

施設において製造され、 使用され、若しくは処理 される有害物質に係る有害 水及び排水の系統(の場合 が質使用特定施設でが を を 有害物質に係る が が で が が に 係 る の の の の の の の の の の の の の の の の の の			
	用途	使 用 水	用水使用量(m³/日)
用途別用水使用量			

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

その他参考となるべき事項
資本金
従業員数
主要生産品
工場排水関係連絡部課名及び担当者名電話